

各団体正式競技団体会長 様

公益財団法人高知県スポーツ協会事務局

### 国民体育大会における「ふるさと選手制度」に係る手続きについて（通知）

日ごろより、本会の事業推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民体育大会に「ふるさと選手制度」を活用して、高知県から参加するには所定の手続きが毎年必要になります。

つきましては、貴競技団体が対象となる選手がいる場合は、本人と調整のうえ国民体育大会県内選考会（予選会）までに下記の手続きをお願いします。

#### 記

##### 1 手続き（登録・申請）

- (1) 手続き（登録・申請）は、必ず国民体育大会県内選考会（予選会）までに済ませてください。
- (2) 初めて登録する選手は、「様式1-A」により県スポーツ協会と競技団体に登録する。
- (3) 既に登録している選手は、「様式1-B」により県スポーツ協会と競技団体へ申請する。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用する選手は、該当の様式を競技団体に提出する。競技団体は、「正本」を県スポーツ協会に提出し「写し」を保管する。
- (5) 競技団体は、ブロック大会の競技別申込締切日までに国体申込システムから「ふるさと選手」を入力する。
- (6) ブロック大会を開催しない競技（種別）については、県スポーツ協会が示す本国体申込締切日までに国体申込システムから「ふるさと選手」を入力する。

※公益財団法人 日本スポーツ協会ホームページ  
国民体育大会 <https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid191.html> の「国民体育大会諸規程」、「選手・監督の参加資格」にふるさと選手・JOCエリートアカデミー・トップアスリート選手に関する内容が記載されていますので参考にしてください。

##### 2 添付書類

- (1) ふるさと登録届【様式1-A】、（記入例）
- (2) ふるさと選手制度使用申請書【様式1-B】、（記入例）
- (3) 国民体育大会「ふるさと選手制度」の手続き等について
- (4) 鹿児島国体の延期に伴う対応について

※各様式等は、県スポーツ協会のホームページからダウンロード可能です。

## 国民体育大会「ふるさと選手制度」の手続き等について(必読)

### 1. 「ふるさと選手制度」の手続きについて

1) 高知県内の小学校、中学校及び高等学校を卒業した後、県外在住者のなかで、大学生及び社会人が高知県代表として国民体育大会に参加するためには、「ふるさと選手制度」の手続き(登録又は申請)が事前に必要となる。

※卒業校の所在地の都道府県のみが対象。(卒業していない場合は対象外)

※水泳競技においては、成年種別の大学生は居住地の県内外に関わらずふるさと選手制度活用による参加となる。

2) 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要になる。

3) 一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

4) 県内選考会(予選会)等へのエントリー時より、登録又は申請が必要になる。

### 2. 手続きの書類について

①「ふるさと選手制度」を初めて活用する場合は、送付したふるさと登録届(様式 1-A)を高知県スポーツ協会と県競技団体に提出しなければならない。

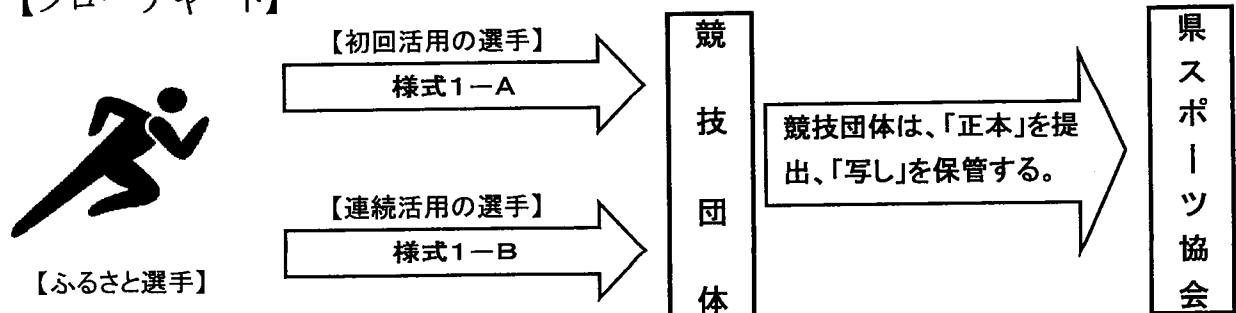
②一度、様式1-Aにより登録した「ふるさと選手」が、連続して国体に出場する場合は、ふるさと選手制度使用申請届(様式1-B)を高知県スポーツ協会と県競技団体に提出しなければならない。

※書類作成にあたっては、正確に記入・確認のうえ必ず押印して提出すること。

### 3. 提出期日について

競技団体は、国体県内選考会(予選会)等の開催までに高知県スポーツ協会にふるさと登録届(様式1-A)又はふるさと選手制度使用申請届(様式1-B)を提出しなければならない。

#### 【フローチャート】



## 国民体育大会ふるさと選手制度 (第76回大会以降)

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

### 附則

- 本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。
- 本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。
- 本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。
- 本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。
- 本制度は、令和2年3月12日に改定し、第76回大会より施行する。
- (注) 第75回大会までは、改定前の規定を適用する。

# 鹿児島国体の延期に伴う対応について

## I. 第75回大会総合成績の取り扱いについて

- ・第75回冬季大会については成績を確定とし、男女総合成績（天皇杯）および女子総合成績（皇后杯）の順位については空位とし確定しない。

## II. 本大会における参加資格の対応について

### 1. 第75回本大会に関わる参加・不参加の取扱いについて

- ・第75回本大会は、既に終了している予選会を含め、全選手「不参加」として取り扱う。
  - ・第75回本大会に係る、ふるさと選手の登録についても「無効」として取り扱う。
- ※ただし、下記2.②に示す事例については、特例として取扱う。

### 2. 第76回大会以降の参加資格に関わる対応について

#### ① 空白期間のカウントについて

##### 【開催基準要項細則】

前々回又は前回の大会に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合には、2大会以上の間を置かなければならない。

##### 【対応案】

第75回本大会については、「不参加」として取扱い、通常通り空白の1年としてカウントする。

(例)	第73回大会 2018年	第74回大会 2019年	第75回大会 2020年	第76回大会 2021年	第77回大会 2022年
A選手	福井県 (居住地)	-	-	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

#### ② ふるさと選手制度について

##### 【ふるさと選手制度】

ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(例)	第73回大会	第74回大会	第75回大会	第76回大会	第77回大会
B選手	福井県 (ふるさと)	福井県 (ふるさと)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

(例)	第73回大会	第74回大会	第75回大会	第76回大会	第77回大会
C選手	福井県 (ふるさと)	-	福井県 (ふるさと)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

※ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用をした者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。

⇒通称「ふるさと解除」

**【ふるさと選手制度に係る参加資格特例措置】**

第 75 回本大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、以下の特例を認める。

(ア)第 76 回本大会に参加する選手は、特例として第 74 回本大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除\*を適用可とする。

(例)	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年
D 選手	茨城県 (ふるさと)	-	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)
	①	②	「ふるさと解除」	

(イ)第 77 回本大会に参加する選手は、特例として第 76 回本大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除\*を適用可とする。

(例)	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年
E 選手	×	-	三重県 (ふるさと)	栃木県 (勤務地)
		①	②	「ふるさと解除」

なお、卒業小学校の追加については、第 76 回大会 (2021 年) より施行する。

### Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

#### 1. 所属都道府県選択要件の緩和について

**【新型コロナウイルス感染症に伴う「第 76 回国民体育大会に係る参加資格特例措置」】**

**特例対象者**

新型コロナウイルス感染症に伴う、都道府県を跨ぐ移動の制限および日本政府の入国制限措置により、4 月 30 日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者

**特例措置案**

4 月 30 日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者については、参加都道府県の子選会参加申込時までに開催基準要項で定める参加要件を満たし、大会終了時まで引き続き当該地に居住又は勤務、通学している者に限り参加を認める。

## ふるさと登録届

公益財団法人 高知県スポーツ協会 殿

殿

届け出日: 年 月 日

氏名フリガナ	
氏名	印
[性別] 1. 男 2. 女 *いずれかに○印を付けること。	
[生年月日]西暦 年 月 日	

国民体育大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を高知県として、次の通りお届けします。  
 なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

## 1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

競技	種別	種目
----	----	----

## 2. 現住所

(フリガナ)	電話番号(携帯電話番号)
〒 -	

## 3. 連絡先

(フリガナ)	電話番号(携帯電話番号)
〒 -	

## 4. 「ふるさと」に関する確認事項

## (1) ふるさと登録の利用

利用回数
1. 初回
2. 2回目

\* 1. 又は2. のいずれかに○印

## (2) 前回大会出場の所属都道府県名

第 回	都道府県
-----	------

\* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載

## (3) 卒業した学校名・所在地

(フリガナ)	卒業年月
	年 月 卒業
〒 -	電話番号

\* ○○高等学校又は○○中学校など学校名を明確に記載すること。

## ふるさと選手制度使用に係る留意事項(必読)

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の申請(手続き)が必要である。

第( )回国民体育大会(本大会・冬季)ふるさと選手制度使用申請届

公益財団法人 高知県スポーツ協会 殿

殿

届け出日: 年 月 日

氏名フリガナ	
氏名	印
[ 性別 ] 1. 男 2. 女 *いずれかに○印を付けること。	
[ 生年月日 ] 西暦 年 月 日	

標記大会について、国民体育大会ふるさと選手制度により下記内容の通り、使用申請致します。  
 なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

競技	種別	種目

2. 「ふるさと選手制度」使用に関する確認事項

利用状況(今回の使用を含む)	前回出場大会の所属都道府県名	
1. 初回 ( )年連続	回	都・道・府・県
2. 2回目 ( )年連続		

\*利用状況については、1. 又は2. のいずれかに○印の上、連続年数を記載すること。  
 \*前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載すること。

3. 現住所

フリガナ	電話番号(携帯電話番号)
〒 -	

4. 連絡先

フリガナ	電話番号(携帯電話番号)
〒 -	

ふるさと選手制度使用に係る留意事項(必読)

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
 なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の申請(手続き)が必要である。

# ふるさと登録届

公益財団法人高知県スポーツ協会会長 殿

各競技団体名 会長 殿

届け出日: 年 月 日

ケンスポキョウ タロウ	県
県スポ協 太郎	協スポ 印
[ 性別 ] ① 男 2 女 *いずれかに○印を付けること。	
[ 生年月日 ] 西暦 1990年 ○○ 月 ×× 日	



国民体育大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を高知県として、次の通りお届けします。  
 なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

○○	競技	成年男子	種別		種目
----	----	------	----	--	----

2. 現住所

トウキョウトシブヤクジンナン1-1-1	電話番号(携帯電話番号)
〒150-8050	03-△△△△-××××
東京都渋谷区神南1-1-1	(090-□□□□-××××)

3. 連絡先

トウキョウトシブヤクジンナン1-1-1	電話番号(携帯電話番号)
〒150-8050	03-△△△△-××××
東京都渋谷区神南1-1-1	(090-□□□□-××××)

4. 「ふるさと」に関する確認事項

(1) ふるさと登録の利用

利用回数
① 初回
2. 2回目

\* 1. 又は 2. のいずれかに○印

(2) 前回大会出場の所属都道府県名

第70回	東京	都道府県
------	----	------

\* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載

(3) 卒業した学校名・所在地

コウチケンリツ○○コウトウガッコウ	卒業年月
高知県立○○高等学校	平成 30 年 3 月 卒業
〒780-8044	電話番号
高知県高知市丸ノ内1丁目7-52	088(873)6263

\* ○○高等学校又は○○中学校など学校名を明確に記載すること。

ふるさと選手制度使用に係る留意事項(必読)

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
 なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年申請(手続き)が必要である。



第(76)回国民体育大会(本大会・冬季)ふるさと選手制度使用申請届

公益財団法人高知県スポーツ協会会長 殿

各競技団体名 会長 殿

記入例

届け出日: 年 月 日

氏名フリガナ	ニツスキョウ タロウ		
氏名	日ス協 太郎	協日印 ス	
[ 性別 ]	<input checked="" type="radio"/> 1. 男	2. 女	*いずれかに○印を付けること。
[ 生年月日 ]西暦	1990年	〇〇月	××日

標記大会について、国民体育大会ふるさと選手制度により下記内容の通り、使用申請致します。  
なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

〇〇〇〇	競技	〇〇〇	種別	〇〇〇	種目
------	----	-----	----	-----	----

2. 「ふるさと選手制度」使用に関する確認事項

利用状況(今回の使用を含む)	前回出場大会の所属都道府県名		
<input checked="" type="radio"/> 1. 初回 ( 3 ) 年連続	第 70 回	東京	都・道・府・県
<input type="radio"/> 2. 2回目 ( ) 年連続			

\* 利用状況については、1. 又は2. のいずれかに○印の上、連続年数を記載すること。  
\* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載すること。

3. 現住所

フリガナ	コウチケンコウチシマルノウチ1-7-52	電話番号(携帯電話番号)
	〒780-8044	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (△△△-△△△△-△△△△)
	高知県高知市丸ノ内1丁目7-52	

4. 連絡先

フリガナ	コウチケンコウチシマルノウチ1-7-52	電話番号(携帯電話番号)
	〒780-8044	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (△△△-△△△△-△△△△ △)
	高知県高知市丸ノ内1丁目7-52	

ふるさと選手制度使用に係る留意事項(必読)

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年申請(手続き)が必要である。